

「登録販売者試験対策テキスト」ご購入の皆様へ

平成21年9月1日より食品の表示に関する業務等は、特別用途食品(特定保健用食品を含む)の表示を含めて、厚生労働省から内閣府外局として発足した消費者庁へ移管されております。
そのため、下記のように内容を置き換えてご理解いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

日本医療企画

	正	誤
p441、下から10行目	～規定に基づき内閣総理大臣の許可	～規定に基づき厚生労働大臣の許可
p441、下から1行目	消費者庁の許可マーク	厚生労働大臣の許可マーク
p441、最下段図		「健康増進法26条に基づく特別用途表示」を左のように変更
p442、上から5行目	内閣総理大臣の許可	厚生労働大臣の許可
p442、上から9行目	消費者庁の許可マーク	厚生労働大臣の許可マーク
p442、上から18行目	消費者庁の個別の審査	厚生労働大臣の個別の審査
p455、問2 51、選択肢 a・b	消費者庁の個別の審査	厚生労働大臣の個別の審査
	内閣総理大臣の許可	厚生労働大臣の許可